

第五回 国会 文部委員会 議録 第十八号

昭和二十四年五月十四日(土曜日)

午後二時十二分開議

出席委員

委員長 原 勉君

副委員長 伊藤 邦一君

佐藤 重達君

外村 重達君

水谷 光鶴君

田中 稲葉耕策君

今野 武雄君

長野 長廣君

岡延右門君

若林 錦織君

甲木 保君

森戸 恒男君

千賀 顯治君

庄司 一郎君

平澤 長吉君

受田 新吉君

小林 道義君

渡部 義通君

船田 孝一君

文部大臣 高瀬莊太郎君

出席政府委員

文部政務次官 柏原 雅則君

文部事務官 日高第四郎君

教科書局長

稻田 清助君

文部事務官 桃田重左衛門君

委員外の出席者

専門員 武蔵智雄君

専門員 桃田重左衛門君

本日の会議に付した事件

教育職員免許法案(内閣提出第二
七号)

教育職員免許法施行法案(内閣提出
第一一八号)

國立学校設置法案(内閣提出第一二三
〇号)

学校教育法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一一六号)(參議院送付)

社会教育法案(内閣提出第一五八号)
(予)

○原委員長 これより会議を開きま
す。

日下内閣委員会において審議中の文
部省設置法案に対して本委員会として
修正の意見を申入れたいと思います。

ただいま修正の箇所を若林委員より説
明をしていただきたいと存じます。

○若林委員 文部省設置法案に対しま
す。文部委員会としての修正希望意見を
朗読いたします。

一、第二條第一項第四号中「高等学
校における教育」の下に「職業教
育を含む。」を加える。

理由といたしましては、一、学校教
育でも職業教育については重要な教
育目的の一つとしてあげられておるか
らである。二、経済九原則の要請する
ものと教育の目的とを一致させる意味
においても(司令部関係に対しまして
育法でも職業教育を強く奨励する方
向で委員に選任された)。

五月十四日 委員井出一郎君委任につき、その
補欠として船田亨二君が議長の指名
で委員に選任された。

理由は前段と同じ意味で、他は字句

の修正にとどまるのであります。

三、第四條第一号中「研究機関」の
下に「(他の行政機関に属するもの
を除く。以下同じ。)」を加える。

理由といたしましては、他省の所属
の研究機関までも一元的に文部省で所
管するものと誤られるからであります。

四、第七條第二項第三号中「國立学
校共済組合及び」を削る。

理由といたしましては、國立学校共済
組合は、今国会に提出された國家公務
員共済組合法の一部改正によつて文部
省共済組合に統合せられることになつ
たためであります。

五、第八條第五号ロ、第九條第四号
「及び第十條第四号ロ中「その開
催を委託し、若しくは」を削る。

理由といたしましては、委託は文部
省が強制的圧迫を加えるかのとき誤
解を與えるからであります。

六、第九條第十一号中「科学技術
行政協議会及び」を削る。

理由といたしまして文部省は基礎的
な科学の研究に力を入れるのが本筋で
あつて、科学技術行政協議会は科学を
行政面に浸透させようとする機関であ
り、同條同項第四号を第三号とす
る。

九、第十二條第一項第十号中「第八
号」を「第五号」に改め、同條同
項第三号、第五号及び第六号を削
る。

理由は財文整理上であります。

十三、附則第十一項を第十二項とす
る。

理由は財文整理上であります。

十四、附則第十八項中「第二章第三
節に規定する」を削る。

以上修正希望箇項の朗読を終ります。

○原委員長 他に御意見もありましよ
うが、この際若林委員説明の文部省設
置法案に対する修正箇所を本委員会の

は文化財等の保存と維持に関する事務
を処理するのはよいが、利用もすると
いうことは、文化財が所有者の意思に
従ふことによってのみ利用可能であ
り、普及局に一元的にまとめる方がよいと
思ひ、管理局の事務内容の規定から削
除して、第十一條に納めたのであります。

八、第十一條第八号中「文部省の出
版物(教科用図書を除く。)」を文
部省が著作の名義を有する教科用
図書その他の出版物、検定教科用
圖書」に改め、同号を第九号と
し、以下順次一号ずつ繰り下げ、
第八号として次の二号を加える。

九、第十二條第二項中「第八号から
第十五号」を「第五号から第十八号」を
「第十二号から第十五号」に改め
る。

十、第十二條第三項中「第八号から
第十四号」を「第五号から第十一
号」に「第五号から第十八号」を
「第十二号から第十五号」に改め
る。

十一、第十七條第四項を削り、同條
第五項を第四項とし、同條第六項
を第五項とする。

十二、附則第十三項中「管理局」を
「調査員及局」に改め、同項を第
一項とする。

理由は財文整理上であります。

十三、附則第十三項中「管轄課」を
「管轄課」に改める。

理由といたしましては、前八の両方
に關係して御説明申し上げます。後の
第十三條第三号及び第六号に修正案と
同一の規定があるが、これは管轄局の
事務として規定してあります。修正案
理由といたしましては、社会教育局の

修正の要項として内閣委員会に申入れることに御了承賜わりたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原案員長 それではさよろとりますから、このことにいたします。

○原案員長 次に学校教育法の一部を改正する法律案を講題といたします。

本案に対する各派共同提案にかかる修正案が提出されています。まず修正案の説明を願います。今野武雄君。

○今野武雄君 この修正案は別にこの内

容を加えるものではありませんので、ただ用語の点だけであります。念のために読み上げます。

学校教育法の一部を改正する法

律案の一部を次のように修正す

る。

第五十六條の改正規定中「医学又は歯学の学部を置く大学に入学することができる者は、」を「医学又は歯学の学部を置く大学に入学し、医学又は歯学を履修することができる者」に改める。

理由はさつき申しした通り、内容はかわりませんけれども、この原文の通りあります。それでは事実に相違することになりますから、そこで質疑部を置く大学のいかなる学部に入学する場合にもという意味にとられやすいのであります。それでは事実に相違することになりますから、そこで質疑部を置く大学のいかなる学部に入学するが事実に合うように修正しようといふのであります。

○原案員長 これより原案と修正案とを合せて討論に付します。千賀康治君。

○千賀委員 各派共同提案の修正案に賛成をいたしましたとともに、修正部分を除いた原案に対する意見を表

するものであります。学校教育法の一部を改正する法律案に対して、法律案の修正点に対する賛成討論を申し上げます。

この法律の骨子とするところは、医科または歯科の学部を置く大学においては、單に練達した技術者を養成すればならない。そこでこの教育の改革と向上をはかるために、これらの学校の入学資格の程度を特に高め、その目的を達成しようとするのでありますから、まことにけつこうでござります。

次に新制大学は、学校教育法においては修業年限五年となつておりますが、これが國の現状としましては、入学志願者の側における父兄の経済的負担の点、あるいは短期間に実務者を養成しなければならない社会的必要性などを考慮いたしますと、短かい期間に完成するいわゆる短期大学をも必要とする。ことに女子の上を考えると、特にこの短期大学を必要と認めるものであります。この法案によると、当分の間修業年限三年または三年の短期大学の制度を認めることになつておるのであります。なお希望者は、四年制大学卒業生さらに一定の基準に従い、四年制大学の相当学年に編入する道が開かれることはまことに妥当な処置であると思いますから、修正案並びに修正部分を除いた原案に賛成するものであります。

○原案員長 松本七郎君。

○松本(七)委員 私は社会党を代表いたしまして、ただいま提出されました修正案並びに修正箇所を除いた原案に賛成の意見を申し上げます。

修正箇所は内容にはかわりございませんけれども、はなはだ意味が誤解しないでよいような箇所を修正しようとするものでありますから、無条件に賛成せんけれども、はなはだ意味が誤解しないでよいような箇所を修正しようとするものであります。

その他私どもがこの審議期間中に主張いたしました点にもう一つ、この第二百九條にあります「当分の間」というのを削除すべきであるという意見を主張いたします。その理由をいたしまして、四年制の大学のはかにやはり恒久的な短期大学が必要なのでなかなか、特に我が國の実情にかんがみまして、経済的な状態あるいは女子は四年制の大学に入る希望者といふものは比較的少い、短期の間に済ませるようやうなわが國の特殊な事情に基いて、恒久的な短期大学を必要とする理由に基づいておつたのであります。また

質問を繰り返いたしておりますが、おいて、政府の御答弁によつてもこの当分の間、二年または三年にするといふことなどもその最も大なるものであります。そこで、恒久的な短期大学を希望しておられる者が多いといふことなど、その臨時的な短期大學生といた思ひのであります。それでこの点では、短期大学のことは実行が二十五年からやるといふことになつておられますから、できますならば、この次に希望するものであります。

以上をもととして、私は先ほど提出いたしました修正案並びに修正箇所を除いた原案に賛成いたるものであります。たゞ問題は、これを修正いたしましたといたしますと、文部省原案では、第百八條つまり附則の改正と併記した修正案に賛成するものであります。たゞ問題は、これを修正いたしましたといたしますと、文部省原案においても、画一的にどの学校全部といわなくても、現在の相当高い水準を行われておるのであります。しかしながら、たとえば理学または工学など

都大学とか、その他の大学において、

修正議決せられました。

なお教育法の一部を改正する法

案につきまして、本会議における報

告は、その内容は委員長に御一任願い

ます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

るが、その規定が他の條文と均衡を失してい

く、原案「三年」を「一年」に改め、

この修正案に賛成いたします。なお教

正の場合の医学または歯学と同じよう

な扱いをしたい。もつとも医学または

歯学の場合には、どういう学校もみな

そうであります、医学または工学の

場合には全部がする必要はないと思

ますが、しかしこのことは現在すぐさ

ないとのことであります。なおそのと

とに、今後の経過のうちに、「二年後生

でにそりやうなことができれば、

したいと思うというような御意見であ

りますが、できるだけすみやかにそぞ

いうような措置をとられることを希望

いたしまして、私の賛成意見を終えた

いと思います。

○原委員長 船田幸二君。

○原委員長 新政治協議会を代表いた

しまして、私は理由に関する説明を全

部省きまして、修正の部分及び修正部

分を除いた原案に賛成することを表明

いたします。

○原委員長 これにて討論は終局いた

しました。

学校教育法の一部を改正する法律案

について採決いたしました。まず修正案

について採決いたしました。賛成の諸君

が起立を求めます。

〔総括起立〕

○原委員長 起立総員。よつて原案は

部の規定が他の條文と均衡を失してい

る点を修正したものでありますけれども、

これらの点に修正を加えるだけの十分

な余裕がございませんでしたので、随

く、「ロ」の一件を増加し、「十四」のことく

在職年数三年を五年に

「四五」に、また「一〇」単位を「一五」

に改めて、資質の向上をはかります。

その他はこの條文を技術的に見て一部

の規定が他の條文と均衡を失している

ことを指摘いたします。各位の御賛成

を願いたいのです。

○原委員長 松木君。

○松本(七)委員 私は社会党を代表い

たしまして、原案に反対の討論をどく

行ないます。

○原委員長 発言申中ですが、本

に教育職員免許法施行法案の一部

修正案、お示ししてある通りに、原案

はきわめて複雑であるために、引用條

文を参照して誤謬を発見し、また切り

かに不均衡を発見したから修正する

次第であります。

以上の修正の動議を提出いたしました

から、各位の御賛成を希望いたしました。

○原委員長 これより教育職員免許法

案及び職員免許法施行法案の一括上程に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり

○原委員長 それではさよういたしま

す。

○水谷(男)委員 同時に施行法案をあ

わせて上程してほしい。

○原委員長 教育職員免許法施行法案

を一括上程に御異議ありませんか。

○水谷(男)委員 免許法施行法案の中

で、審議中に

おきまして政府の答弁を求めて一番

重要な点は、この第五條の第六項「日

本國憲法施行の日以後」云々の点であ

ります。この点は政府の答弁では、將

來予想せられるところの非合法的な政

策その他の問題、ということでありまし

たけれども、第一「暴力」という考え

方が非常に漠然としていまいよいよ

「その他の問題」ということの内容

をなるべく早く整理してしまおう、こ

も明確を欠いておる。どうしてもこれ

は時の権力者によつて不當に抑止され

たりかえるものを、今度は一年づつ切

りかえれば同じであるといふことになつて

期間に切りかえるといふことになつて

おつても、臨時免許状を持つておる者

をなるべく早く整理してしまおう、こ

れが不當な剪切の材料に使われる危

険性が多分にあると思うのであります。

まだその次の第十一條に「教育職

員たるにふさわしくない非行があつ

て、その情狀が重いと認められたとき

は」云々といふ規定があります。これ

も教育長その他の一方的な解釈、判定

によつてこれが不當に適用される危険

が多分にありますので、そういうふう

な根本的な点に、われくは不賛成の

意を表せざるを得ないのであります。

従いまして、この免許法原案に反対する同時に、それと当然関連いたしますところの同施行法案にも反対の意見を表明する次第であります。

○水谷委員長代理 濱部君。

○渡部委員 この教育職員免許法案といらもののが既に、将来の民主主義日本にとって必要な、またそれにふさわしい教育職員をつくり出すということに関係してつくられた法案だと私たちは考えておるもので、そのためには、言うまでもなく教育職員の学術的な質的向上や、自主性を助長するようなものとして法案の中に現われなければならないと思います。ところがこの法案の内容をよく読んでみると、こゝいう見地から見てきわめて不十分であるというだけではなく、まったくこれに逆行している弊病が非常に多いといふことを申し上げなければならぬと思います。たとえば第四條の第六項におきましては、これは教員となるための教員の科目であります。この点から見ると、機密的な、あるいは実習的な科目は非常に偏重しておるけれども、しかしながら他の科学の点では、施されないようになつておる。こういふ点では非常に学術水準を下げるものが、これども、これら生物とか物理とか化学など、これがもたらす結果になるおそれがあるわけです。なおそればかりでなくて、確かに

あるわけです。こういうふうな点からすると、この教育職員免許法案は、教員の学術水準を非常に下げる憂いが十分にあるという点から、反対しなければならぬと思います。

それから教育職員の自主性に逆行して、あるいは自由を抑圧する傾向をしましては、今松本君からも述べられましたが、私は若干の補足をしながらこれを述べてみたいと思います。

第一に、第五條第一項の四及び六条であります。第四号は、禁錮以上の刑に処せられた者、これは教員の免許状を受けたことができないということになつておりますが、これは單に法作技術の上から見ましても、單に禁錮以上と称しておるのであって、刑の輕重の度合いといふものが現われます。第二に、第五條第一項の四及び六条であります。第四号は、禁錮以上の刑に処せられた者、これは教員の免許状を受けたことができないということになつておりますが、これは單に法作技術の上から見ましても、單に禁錮以上と称しておるのであって、刑の輕重の度合いといふものが現われます。第三に、第五條第一項の四及び六条であります。第四号は、禁錮以上の刑に処せられた者、これは教員の免許状を受けたことができないということになつておりますが、これは單に法作技術の上から見ましても、單に禁錮以上と称しておるのであって、刑の輕重の度合いといふものが現われます。第四に、第五條第一項の四及び六条であります。第四号は、禁錮以上の刑に処せられた者、これは教員の免許状を受けたことができないということになつておりますが、これは單に法作技術の上から見ましても、單に禁錮以上と称しておるのであって、刑の輕重の度合いといふものが現われます。第五に、第五條第一項の四及び六条であります。第四号は、禁錮以上の刑に処せられた者、これは教員の免許状を受けたことができないということになつておりますが、これは單に法作技術の上から見ましても、單に禁錮以上と称しておるのであって、刑の輕重の度合いといふものが現われます。

第五に、第五條第一項の四及び六条であります。第四号は、禁錮以上の刑に処せられた者、これは教員の免許状を受けたことができないということになつておりますが、これは單に法作技術の上から見ましても、單に禁錮以上と称しておるのであって、刑の輕重の度合いといふものが現われます。第六に、第五條第一項の四及び六条であります。第四号は、禁錮以上の刑に処せられた者、これは教員の免許状を受けたことができないということになつておりますが、これは單に法作技術の上から見ましても、單に禁錮以上と称しておるのであって、刑の輕重の度合いといふものが現われます。第七に、第五條第一項の四及び六条であります。第四号は、禁錮以上の刑に処せられた者、これは教員の免許状を受けたことができないということになつておりますが、これは單に法作技術の上から見ましても、單に禁錮以上と称しておるのであって、刑の輕重の度合いといふものが現われます。

第八に、第五條第一項の四及び六条であります。第四号は、禁錮以上の刑に処せられた者、これは教員の免許状を受けたことができないということになつておりますが、これは單に法作技術の上から見ましても、單に禁錮以上と称しておるのであって、刑の輕重の度合いといふものが現われます。第九に、第五條第一項の四及び六条であります。第四号は、禁錮以上の刑に処せられた者、これは教員の免許状を受けたことができないということになつておりますが、これは單に法作技術の上から見ましても、單に禁錮以上と称しておるのであって、刑の輕重の度合いといふものが現われます。第十に、第五條第一項の四及び六条であります。第四号は、禁錮以上の刑に処せられた者、これは教員の免許状を受けたことができないということになつておりますが、これは單に法作技術の上から見ましても、單に禁錮以上と称しておので

する結果になると、いう点を、まず私たちは強調しなければならぬと思います。同時にこの解釈は、松本君の言ふ分にあるという点から、反対しなければならぬと思います。

それから教育職員の自主性に逆行して、あるいは自由を抑圧する傾向をしましては、今松本君からも述べられましたが、私は若干の補足をしながらこれを述べてみたいと思います。

第一に、第五條第一項の四及び六条であります。第四号は、禁錮以上の刑に処せられた者、これは教員の免許状を受けたことができないということになつておりますが、これは單に法作技術の上から見ましても、單に禁錮以上と称しておるのであって、刑の輕重の度合いといふものが現われます。第二に、第五條第一項の四及び六条であります。第四号は、禁錮以上の刑に処せられた者、これは教員の免許状を受けたことができないということになつておりますが、これは單に法作技術の上から見ましても、單に禁錮以上と称しておるのであって、刑の輕重の度合いといふものが現われます。第三に、第五條第一項の四及び六条であります。第四号は、禁錮以上の刑に処せられた者、これは教員の免許状を受けたことができないということになつておりますが、これは單に法作技術の上から見ましても、單に禁錮以上と称しておるのであって、刑の輕重の度合いといふものが現われます。第四に、第五條第一項の四及び六条であります。第四号は、禁錮以上の刑に処せられた者、これは教員の免許状を受けたことができないということになつておりますが、これは單に法作技術の上から見ましても、單に禁錮以上と称しておるのであって、刑の輕重の度合いといふものが現われます。第五に、第五條第一項の四及び六条であります。第四号は、禁錮以上の刑に処せられた者、これは教員の免許状を受けたことができない

決議に行われておる、その上に立つてこれを合法化することによつて教員に対する監察制度を設け、一切の教員の自主性を失わせ、卑屈なものにして、教員を支配階級のための教員にしてしまふ、教員は日本の科学や文化に隸属させようとする國際的な傾向に対して從属させる結果になると思ひます。われどしてはおそらくここに集まられた文部委員の方々はそれ／＼みな學問をやつておる方々である。それ／＼日本本の學問の將來を背負つておられる方である。この委員の諸君に對して、彼ら現れる黨派がどの黨派に屬するかなどといふことは、もちろん超越してもらわなければならぬ。さらにまたそういうことはもちろん超越して、ほんとうに日本の將來を考へて、日本の將來を考へて、日本に於ける黨派がどの黨派に屬するかなどといふことは、もちろん超越してもらわなければならぬと思ひ方である。この委員の諸君に對して、は

ことだけつこうであると考えるのであります。が、この本文においては三箇年とおつておる。こういう点で教員にとつて明らかに修正案は不利に立つておる。從つてわれ／＼はこの修正案にも絶対に反対するものであります。

○原善興^長 船田君
○船田委員 この法案はその趣旨はまことにけつこうであると考えるのであります。が、この本文においては三箇年とおつておる。こういう点で教員にとつて明らかに修正案は不利に立つておる。從つてわれ／＼はこの修正案にも絶対に反対するものであります。

○原善興^長 船田君
○船田委員 この法案はその趣旨はまことにけつこうであると考えるのであります。が、この本文においては三箇年とおつておる。こういう点で教員にとつて明らかに修正案は不利に立つておる。從つてわれ／＼はこの修正案にも絶対に反対するものであります。

○水谷委員長代理 稲葉委員
○稻葉委員 私は民主党を代表いたしましたが、本法案の修正案にも反対かつ合せて考えますときに、いろ／＼疑いを持たれるような規定が置かれております。すなわち教育職員の思慮及び研究の自由を不適に抑止する定もありますし、また免許状に多くの段階を設けておる規定は、教育間に階級的な差別を設けまして、教育を疑わなければならないよう規定もあります。しかもこの法案は非常に未熟であります。しかもこの法案は非常に未熟であります。免許法案にしても、その施行法案にしても、このように反動的である

○水谷委員長代理 稲葉委員
○稻葉委員 私は民主党を代表いたしましたが、本法案の修正案にも反対かつ合せて考えますときに、いろ／＼疑いを持たれるような規定が置かれております。すなわち教育職員の思慮及び研究の自由を不適に抑止する定もありますし、また免許状に多くの段階を設けておる規定は、教育間に階級的な差別を設けまして、教育を疑わなければならないよう規定もあります。しかもこの法案は非常に未熟であります。免許法案にしても、その施行法案にしても、このように反動的である

○水谷委員長代理 稲葉委員
○稻葉委員 私は民主党を代表いたしましたが、本法案の修正案にも反対かつ合せて考えますときに、いろ／＼疑いを持たれるような規定が置かれております。すなわち教育職員の思慮及び研究の自由を不適に抑止する定もありますし、また免許状に多くの段階を設けておる規定は、教育間に階級的な差別を設けまして、教育を疑わなければならないよう規定もあります。しかもこの法案は非常に未熟であります。免許法案にても、その施行法案にても、このように反動的である

全体に対しまして、反対の意見を明確にいたす次第であります。

○水谷委員長代理 これにて討論は終了いたしました。

〔席〕
○原委員長 討論は終局いたしました。これより回答を一括して採決いたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○庄司委員 議事進行について――。

本員が一昨日文部省当局に質問いたしました、ただいま議題となつております

ところの國立学校法案に関する総予算並びに大学学生、生徒、一人当たり簡

年間におけるところの教育費、これらに対する質問に対し、先刻おめて

粗雑に書き流したアラバートな文書をもつて本員に御回答がありました。

しかしながら、私はこれを公に連記録に残しておきたいのであります。

とより正式なる質問でありましたから、私はこれを公に連記録に残しておきたいのであります。

正式なる答弁を文部省当局に要請したが、未だおつたのであります。

しかし私が本員にありましたが、あらためて

おつたのであります。しかしにたまつたのであります。

だら雑に書いた手紙のような御返答だけが本員にありました。

その点に対する答弁を保留しておつたのでありますから、文部省当局より責任

ある御答弁を願つて、これを速記録に残しておきたいと思うのであります。

右文部省当局に委員長より御照会をお願い申上げます。

○原委員長 起立多数。よつて同案は

いすれも修正議決せられました。

○原委員長 それではさようなります。

〔賛成者起立〕

○原委員長 起立多数。よつて同案は

いすれも修正議決せられました。

○原委員長 それではさようなります。

○日高政府委員 お答えいたします。

庄司委員から國立新制大学の学生一人当たり教育費はどのくらいになるかとい

う御質問であります。るもののようにしてお答えいたしましたが、そのよう

にしたる昭和十二年であつたが、今

の國立学校の設置に伴つてこの

問題は昭和十二年であつたが、今

のものも大よそのところを確実に御報

告申し上げたいと思いますので、いま

しばらく時間をおかなければいけないと思

います。

○原委員長 ほかに御質疑はございませんか。

○水谷(昇)委員 この際要望を申し上

げたいと思います。

東京藝術大学設置に關し、邦樂科の

存廢問題は、各位御熟知の通り、しば

しば論議せられ、現在の東京音樂學校

邦樂科の各教授、在校生、卒業生等か

たしますが、これより國立學校設置法

を議題といたします。

〔賛成者起立〕

いと存じます。その要望の案をここに

東京藝術大学に邦樂科を設置する

要望いたしました。

東京藝術大学に邦樂科を設置すること

は、まさにこれが実現するにあたる

要望です。

なお本委員会は確固たる決意を表明

するためにこれを決議いたしました。

あります。が、この要望こそ

東京藝術大学に邦樂科を設置すべし

との決議の意味をもつて政府はすみや

かにこれが実現に努力すべきであります。

するためには、この要望こそ

東京藝術大学に邦樂科を設置すべし

との決議の意味をもつて政府はすみや

かにこれが実現に努力すべきであります。

以上申し述べました趣旨によつて清

めに願ひ申上げます。

○原委員長 庄司君の御発言と前後し

て――この問題につきましては、先般

しこの問題は歴史的な事実の問題であつて、西いかえるならば、科学的問題であります。それで、多數決によつてきめら

るべき性質のものではなかつたのであります。はたせるかなこの二千六百何

年というようなことが決定されて來たところが、最近科学的な研究によつて

これたのは昭和十二年であつたが、今

は、まだ何百年といふべきであります。わ

れわれは今申し上げた事実にかんがみ

まして、やはりこの問題を取扱う場合にも、もつと慎重に考える必要がある

と思うわけです。もちろん委員会では

われわれは今申し上げた事実にかんがみ

まして、やはりこの問題を取扱う場合にも、もつと慎重に考える必要がある

と思うわけです。もちろん委員会では

一、二の入を呼びまして邦樂科を設くべきか、設くべきでないかといふ根拠について相当地考へられたと存するのであります。が、しかししながら委員会では

一、二の入を呼びまして邦樂科を設くべきか、設くべきでないかといふ根拠について相当地考へられたと存するのであります。が、しかししながら委員会では

一、二の入を呼びまして邦樂科を設くべきか、設くべきでないかといふ根拠について相当地考へられたと存するのであります。が、しかししながら委員会では

一、二の入を呼びまして邦樂科を設くべきか、設くべきでないかといふ根拠について相当地考へられたと存するのであります。が、しかししながら委員会では

一、二の入を呼びまして邦樂科を設くべきか、設くべきでないかといふ根拠について相当地考へられたと存するのであります。が、しかししながら委員会では

一、二の入を呼びまして邦樂科を設くべきか、設くべきでないかといふ根拠について相当地考へられたと存するのであります。が、しかししながら委員会では

一、二の入を呼びまして邦樂科を設くべきか、設くべきでないかといふ根拠について相当地考へられたと存するのであります。が、しかししながら委員会では

一、二の入を呼びまして邦樂科を設くべきか、設くべきでないかといふ根拠について相当地考へられたと存するのであります。が、しかししながら委員会では

一、二の入を呼びまして邦樂科を設くべきか、設くべきでないかといふ根拠について相当地考へられたと存するのであります。が、しかししながら委員会では

を支持する世論はまさに圧倒的あります。すなはち五月七日四校教官及び高教官に署名を求めました結果は、総数三百七十二名中、二百九十九名が教育大学を支持し、一月下旬の学生の輿論調査は、教育大学三百に対し、文教大学十すなはち五分といい比率を示し、文教大学及び高等師範の卒業生約一万をもつて組織するところの同窓会すなはち若狭會は、各府県別に支部長を持つてゐる所ありますが、本年春学期部長總会においてもまた満場一致をもつて教育大学を支持しておるようなります。また牌表提出申とはいえ、新大学設立委員長たる文理大學生もまた教育大学を支持するべしとの如いだりであります。また牌表提出申とはいえ、新大学設立委員長たる文理大學生もまた教育大学を支持するべしとの如いだりであります。また牌表提出申とはいえ、新大学設立委員長たる文理大學生もまた教育大学を支持するべしとの如いだりであります。また牌表提出申とはいえ、新大学設立委員長たる文理大學生もまた教育大学を支持するべしとの如いだりであります。また牌表提出申とはいえ、新大学設立委員長たる文理大學生もまた教育大学を支持するべしとの如いだりであります。また牌表提出申とはいえ、新大学設立委員長たる文理大學生もまた教育大学を支持するべしとの如いだりであります。また牌表提出申とはいえ、新大学設立委員長たる文理大學生もまた教育大学を支持するべしとの如いだりであります。また牌表提出申とはいえ、新大学設立委員長たる文理大學生もまた教育大学を支持するべしとの如いだりであります。

世論の動向が以上の通りであり、しかも内容的に見ましても、教育大学が妥当であると私は確信するのであります。それで、國家百年の大計上、國家百年の

教育行政上、教育大学と修正することを強く主張するものであります。

さりながら教育大学と修正することによつて師範学校の旧弊を温存し、学問研究の水準が下るのではないかと憂慮せられまして、「たゞ意旨を深く考慮せらるゝ」所は強く主張するものであります。さりながら教育大学と修正することによつて師範学校の旧弊を温存し、学問研究の水準が下るのではないかと憂慮せられまして、「たゞ意旨を深く考慮せらるゝ」ところのその母體校、學問尊重の燃ゆるがごとき信念を持つ教授團に対することは、國会及び常任委員会の權威にも関するものであるといふ点に深く思いをいたされ、また事案の性質にかかるところの文理大学の教授團の學的良心、文教大学といい名前を冠してかんがみまして、起立採決の方法等に成らんことを願い申し上げます。よらず、演場要請なく私の動議に御賛成あらんことを願い申し上げます。(拍手)

○原委員長 だいざの岡村の動議は、國立学校法の一部の修正と関連いたしておりまして、質疑終了前に修正の箇所を一々動議で出されますと議事が非常に長くなりますが、ひとつ岡君の動議のみにしていただきたいと、

は、國立学校法の一部の修正と関連いたしております。されば私は文部省よりお願意申し上げます。國会の議事録をしばらに御覧いたしまして、私の動議提出の趣旨弁明といひます。(拍手)

○原委員長 だいざの岡村の動議は、國立学校法の一部の修正と関連いたしますことは、このうふに現在は当事者の間で紛糾しておりますから、一應國立学校法の審議をしばらに定めるべきだと思ひます。そこで私たちは審議が非常に長くなりますので、ひとつ岡君の動議のみにしていただきたいと、

ますところは、このうふに現在は当事者の間で紛糾しておりますから、一應國立学校法の審議をしばらに定めるべきだと思ひます。そこで私たちは審議が非常に長くなりますので、ひとつ岡君の動議のみにしていただきたいと、

ますところは、このうふに現在は当事者の間で紛糾しておりますから、一應國立学校法の審議をしばらに定めるべきだと思ひます。そこで私たちは審議が非常に長くなりますので、ひとつ岡君の動議のみにしていただきたいと、

ますところは、このうふに現在は当事者の間で紛糾しておりますから、一應國立学校法の審議をしばらに定めるべきだと思ひます。そこで私たちは審議が非常に長くなりますので、ひとつ岡君の動議のみにしていただきたいと、

ますところは、このうふに現在は当事者の間で紛糾しておりますから、一應國立学校法の審議をしばらに定めるべきだと思ひます。そこで私たちは審議が非常に長くなりますので、ひとつ岡君の動議のみにしていただきたいと、

ますところは、このうふに現在は当事者の間で紛糾しておりますから、一應國立学校法の審議をしばらに定めるべきだと思ひます。そこで私たちは審議が非常に長くなりますので、ひとつ岡君の動議のみにしていただきたいと、

ますところは、このうふに現在は当事者の間で紛糾しておりますから、一應國立学校法の審議をしばらに定めるべきだと思ひます。そこで私たちは審議が非常に長くなりますので、ひとつ岡君の動議のみにしていただきたいと、

ますところは、このうふに現在は当事者の間で紛糾しておりますから、一應國立学校法の審議をしばらに定めるべきだと思ひます。そこで私たちは審議が非常に長くなりますので、ひとつ岡君の動議のみにしていただきたいと、

ますところは、このうふに現在は当事者の間で紛糾しておりますから、一應國立学校法の審議をしばらに定めるべきだと思ひます。そこで私たちは審議が非常に長くなりますので、ひとつ岡君の動議のみにしていただきたいと、

においてとりはからつて勧告していた
だきたいと思います。」「異議なし」と
呼ぶ者あり——異議ありという場合

は、必ず連記者としてこりいり表現は
しません。原委員長「わよと連記を
とめて……」この連記をとめておる間
に、私は前文部大臣森戸委員に榮耀を
表するため、森戸先生、あなたはい
かがですかと申しましたところ、発言
はなさいませんでしたが、あの森戸先

生の独特のこつきりくを二、三回繰
返したことばつきり私は記憶してお
ります。社会党のこの問題に対する態
度はその通りである。——〔連記中止〕

原委員長「それではさとうにとりはい
らうことにして、本日はこの程度で散
会いたしたいと思いますが……」こう
あります。これをよく熟識願いたい。

さようはからうということとは勧告する
ということあります。それで委員長

とつ御承認を願いたい。

○原委員長 連記をとめておる間に、
私は皆さん方にお願いしたいのです
が、勧告は角が立つから申出をしよう
と申しました。そして溝場一致の皆
様の御意見を政府に対して申し入れま
した。

○森戸(七)委員 それで私は当時期待
いたしましたのは、日高局長から関係
にそういう申入れをして、その結果
どういうふうになるか、まとまるとい
うことを第一にわれくは期待してお
つたのであります。森戸元文部大臣は

あのとき文教と教育とどちらをとるか
と言えば、自分は教育の方がいいら
う事がするということをはつきり言つ
ておられます。けれども、その後の事

情がこういちふちに再び紛糾してま
とまらないようになりましたので、そ

こでまとまらないものなら、相撲的に
案を改正するということには反対せざ
るを得ない、こういちふちに意見がか
わつて來たのであります。採決はここ
ではしておりませんから、そりあふ
うに御了承願いたいと思います。

○原委員長 今野君、御発言があります
すか。——簡単にお願いいたします。

○今野委員 今問題になつております
件につきまして、國委員よりこの前に
御発言がございましたとくに、私は教
育の科学的研究が、今まで日本ではな
されて來なかつたといふ事実、これを
知つておりますし、今後それがなされ
なければならぬといふ見地から、筋
が通つた教育大学という名前は非常に
けつこうだといふことを、はつきり申
し上げました。その結果、先ほどの委
員長申入れとなつたことを覚えており
ます。そして國委員の言われておる御
趣旨は、非常によく了解しておるつも
りであります。しかしながらその後に
至りました、これは單なる名前の問題
ではなくして、非常に紛糾した事情が
背後にありますといふことが明らかになつ
て参りましたので、私どもとしては、
大学の自治がここにおいてもすでにく
ずれておるということを非常に遺憾に
思つたのであります。そしてできるな
らば、こういうことをこの委員会にお
いて起立して、他の政党におきましては
らずして、今日こういふ事態を引起
し、動議がここに提出され、民主自
由党におきましては教育大学案を支持
して起立し、他の政党におきましては
して起立し、他の政党におきましては
らずして、今日こういふ事態を引起
し、動議がここに提出され、民主自

とには、賛成しかねる次第でございま
す。

○副委員長 大学と國公、いわば文部
委員会との關係について、もし大学本
來の機能であるところの研究と教育と
いうことに關與することは、假想なる
うにこの問題の処理を持つて行きたい

と思ひます。そしていわゆる高等師範
派の人々、あるいは文理大派の人々に
おいては、國公といえどもそう

も御反省の機会をやりまして、両者の
歩み寄りにより、この大学の質的の目的
たる最高水準を行く教育者の輩出に決
意します。今日のよしな歎息で採決を

いたしますならば、この大学には永久
に派閥の争いが残されるのであって、
最も最高水準を行くところの、りっぱ
な教育者を養成する大学の設立の目的
を根底から破壊するおそれがあると思
います。

○原委員長 稲葉君の御発言に、岡君
の御意見ござりますか。

○原委員長 暫時休憩いたします。

○原委員長 午後五時三十八分休憩

午後五時四十一分開議

○原委員長 休憩前に引続き会議を開
きます。

○原委員長 委員長、岡君の動議は成
立したのではありません。可決確定し

ます。賛成の方の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○原委員長 起立多数。よつて岡君の
動議は成立いたしました。

○庄司委員 委員長、岡君の動議は成
立したのではありません。可決確定し

ます。

○原委員長 ただいまの「愛知工業大
学」を「名古屋工業大学」に修正する
千賀君の動議に御賛成はございません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原委員長 清和一致可決確定いたし
ました。

○原委員長 國立学校設置法案はこの
程度にとどめ、社會教育法に対する提

大学名をいかにすべきかということに
ついての権限を有する大學設置委員会

に内閣下を要求せられるよう、切望い
たしたい次第であります。そりあふ
うにこの問題の処理を持つて行きたい

と思ひます。そしていわゆる高等師範
派の人々、あるいは文理大派の人々に
おいては、國公といえどもそう

も御反省の機会をやりまして、両者の
歩み寄りにより、この大学の質的の目的
たる最高水準を行く教育者の輩出に決
意します。今日のよしな歎息で採決を

いたしますならば、この大学には永久
に派閥の争いが残されるのであって、
最も最高水準を行くところの、りっぱ
な教育者を養成する大学の設立の目的
を根底から破壊するおそれがあると思
います。

○原委員長 稲葉君の御発言に、岡君
の御意見ござりますか。

○原委員長 暫時休憩いたします。

○原委員長 午後五時三十八分休憩

午後五時四十一分開議

○原委員長 休憩前に引続き会議を開
きます。

○原委員長 東京文教大学を東京教育大学に修正
する動議は岡君より出されておりま
す。岡君の動議について探討をいたし
ます。賛成の方の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○原委員長 起立多数。よつて岡君の
動議は成立いたしました。

○庄司委員 委員長、岡君の動議は成
立したのではありません。可決確定し

ます。

○原委員長 ただいまの「愛知工業大
学」を「名古屋工業大学」に修正する
千賀君の動議に御賛成はございません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原委員長 清和一致可決確定いたし
ました。

○原委員長 國立学校設置法案はこの
程度にとどめ、社會教育法に対する提

学に修正する件であります。一舉
手一投足の勞でこれも所りますから、
どうか御上程を願いたいと思います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○原委員長 それでは千賀君

案理由について、政府当局より御説明を求めます。

社会教育法案
社会教育法

目次

第一章 概要(第二条—第九条)
第二章 社会教育関係團体(第十條—第十四条)

第三章 社会教育委員(第十五条—第十九条)

第四章 学校施設の利用(第四十一条—第五十一条)

第五章 公民館(第五十二条—第五十九条)

第六章 通信教育(第五十条—第五十八条)

附則

第二章 権限
(この法律の目的)

第一條 この法律は、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)の精神に則り、社会教育に関する國及び地方公共團体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第二條 この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対する組織的な教育活動(体育及びクリエーションの活動を含む)をいう。

第三條 國及び地方公共團体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催を含む)をいたる。

第四條 國及び地方公共團体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開

他、資料の作製、頒布その他の方による機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めなければならない。

第五條 前條の任務を達成するため(國の地方公共團体に対する援助)には、この法律及び他の法令の定めるとこにより、地方公共團体に對して、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつ送を行なうことができる。

(市町村の教育委員会の事務)

第六條 市(特別区を含む)以下同じ町村の教育委員会は、社会教育に關する、當該地方の必要に應じ、予算の範囲内において、左の事務を行なう。

(都道府縣の教育委員会の事務)

第七條 都道府縣の教育委員会は、社会教育に關するため、左の事務を行なう。

(都道府縣の教育委員会の事務)

第八條 都道府縣の教育委員会は、社会教育に關するため、左の事務を行なう。

(都道府縣の教育委員会の事務)

第九條 都道府縣の教育委員会は、社会教育に關するため、左の事務を行なう。

(都道府縣の教育委員会の事務)

第十條 都道府縣の教育委員会は、社会教育に關するため、左の事務を行なう。

(都道府縣の教育委員会の事務)

第十一條 都道府縣の教育委員会は、社会教育に關するため、左の事務を行なう。

(都道府縣の教育委員会の事務)

第十二條 都道府縣の教育委員会は、社会教育に關するため、左の事務を行なう。

(都道府縣の教育委員会の事務)

八 生活の科学化の指導のための奨励の開催及びその奨励に關すること。

九 運動会、競技会その他の体育指導のための集会の開催及びその奨励に關すること。

十 音楽、演劇、美術その他藝術の発表会等の開催及びその奨励に關すること。

十一 一般公眾に対する社会教育の開行配布に關すること。

十二 視聴覚教育、体育及びクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に關すること。

十三 情報の交換及び調査研究に關すること。

十四 その他第三條の任務を達成するため必要な事務。

十五 情報の交換及び調査研究に關すること。

十六 その他第三條の任務を達成するため必要な事務。

十七 一般公眾に対する社会教育の開行配布に關すること。

十八 視聴覚教育、体育及びクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に關すること。

十九 情報の交換及び調査研究に關すること。

二十 その他第三條の任務を達成するため必要な事務。

二十一 一般公眾に対する社会教育の開行配布に關すること。

二十二 視聴覚教育、体育及びクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に關すること。

二十三 情報の交換及び調査研究に關すること。

二十四 その他第三條の任務を達成するため必要な事務。

二十五 一般公眾に対する社会教育の開行配布に關すること。

(教育委員会と地方公共團体との關係)

第六條 地方公共團体の長は、その所掌事項に関する必要なこと、報官傳で視聴覚教育の手段を利用し、又は実施の協力を求めること

ができる。

第七條 地方公共團体の長は、その所掌事項に関するものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めること。

八 生活の科学化の指導のための奨励の開催及びその奨励に關すること。

九 運動会、競技会その他の体育指導のための集会の開催及びその奨励に關すこと。

十 音楽、演劇、美術その他藝術の発表会等の開催及びその奨励に關すること。

十一 一般公眾に対する社会教育の開行配布に關すること。

十二 視聴覚教育、体育及びクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に關すること。

十三 情報の交換及び調査研究に關すること。

十四 その他第三條の任務を達成するため必要な事務。

十五 情報の交換及び調査研究に關すること。

十六 その他第三條の任務を達成するため必要な事務。

十七 一般公眾に対する社会教育の開行配布に關すること。

十八 視聴覚教育、体育及びクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に關すること。

十九 情報の交換及び調査研究に關すること。

二十 その他第三條の任務を達成するため必要な事務。

二十一 一般公眾に対する社会教育の開行配布に關すること。

九 及びその奨励に關すること。

十 実施の開催及びその奨励に關すること。

十一 音楽、演劇、美術その他藝術の発表会等の開催及びその奨励に關すること。

十二 一般公眾に対する社会教育の開行配布に關すること。

十三 視聴覚教育、体育及びクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に關すること。

十四 情報の交換及び調査研究に關すること。

十五 その他第三條の任務を達成するため必要な事務。

十六 一般公眾に対する社会教育の開行配布に關すること。

十七 視聴覚教育、体育及びクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に關すること。

十八 情報の交換及び調査研究に關すること。

十九 その他第三條の任務を達成するため必要な事務。

二十 一般公眾に対する社会教育の開行配布に關すること。

二十一 視聴覚教育、体育及びクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に關すること。

二十二 情報の交換及び調査研究に關すること。

二十三 その他第三條の任務を達成するため必要な事務。

二十四 一般公眾に対する社会教育の開行配布に關すること。

二十五 視聴覚教育、体育及びクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に關すること。

二十六 一般公眾に対する社会教育の開行配布に關すること。

教育委員会の請願に應じ、これ
に対して、意見を述べること。
三 前二号の職務を行つたために必
要な研究調査を行うこと。

(社会教育委員の定数等)

第十八條 社会教育委員の定数、任
期その他必要な事項は、條例で定
める。

2 都道府県又は市町村が前項の條
例を制定するには、教育委員会法

(昭和二十二年法律第二百七十九号) 第
六十一條から第六十三條までの例
による。

(社会教育委員の実費弁償)

第十九條 地方公共團体は、社会教
育委員に対し、報酬及び給料を支
給しない。

2 地方公共團体は、社会教育委員
がその職務を行つたために要する費
用を弁償しなければならない。

3 前項の費用については、教育委
員会法第三十二条第三項の規定を
準用する。

第四章 公民館
(目的)
第三十條 公民館は、市町村その他
一定区域内の住民のために、実際
生活に即する教育、学術及び文化
に関する各種の事業を行い、もつ
て住民の教養の向上、健康の増
進、情操の純化を図り、生活文化
の振興、社会福祉の増進に寄與す
ることを目的とする。

(公民館の設置者)
第三十一條 公民館は、市町村が設
置する。

2 前項の場合を除く外、公民館は、
公民館設置の目的をもつて民法第
三十四条の規定により設立する法
人(この章中以下「法人」といふ)

人(この章中以下「法人」といふ)
でなければ設置することができない
い。

(公民館の事業)
第三十二条 公民館は、第三十條の
目的達成のために、おおむね、左
の事業を行う。但し、この法律及
び他の法令によつて禁じられたも
のは、この限りでない。

一 定期講座を開設すること。
二 討論会、講習会、講演会、決
習会、展示会等を開催すること。

三 図書、記録、模型、資料等を
備え、その利用を図ること。

四 体育、レクリエーション等に
関する集会を開催すること。

五 各種の團体、機関等の連絡を
図ること。

六 その施設を住民の集会その他
の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第三十三条 公民館は、次の行為を
行つてはならない。

一 もつばら賞利を目的として事
業を行ひ、特定の賞利事業に公
民館の名称を利用させその他賞
利事業を援助すること。

二 特定の政党的利害に関する事
業を行ひ、又は公私との選舉に關
し、特定の候補者の支持するこ
と。

三 特定の宗教を支持し、又は特定の
宗教、宗派若しくは教團を支援
してはならない。

(公民館の設置)
第三十四条 市町村が公民館を設置
しようとするときは、條例で、公
民館の設置及び管理に関する事項

を定めなければならぬ。
2 前項の條例について、第十八
條第二項の規定を準用する。

2 前項の規定を準用する。
2 前項の規定を準用する。

2 前項の規定を準用する。

2 前項の規定を準用する。

2 前項の規定を準用する。

2 前項の規定を準用する。

2 前項の規定を準用する。

2 前項の規定を準用する。

2 前項の規定を準用する。

2 前項の規定を準用する。

2 前項の規定を準用する。

2 前項の規定を準用する。

2 前項の規定を準用する。

2 前項の規定を準用する。

2 前項の規定を準用する。

2 前項の規定を準用する。

2 前項の規定を準用する。

2 前項の規定を準用する。

2 前項の規定を準用する。

2 前項の規定を準用する。

2 前項の規定を準用する。

2 前項の規定を準用する。

2 前項の規定を準用する。

2 前項の規定を準用する。

にあつては、公民館運営審議会の
委員は、左の各号に掲げる者のうち
から、市町村の教育委員会が委
嘱する。

2 前項の規定による特別会計の設
置に関する議案については、第十
八條第二項の規定を準用する。

第三十四條 公民館を設置する市町村
にあつては、公民館の維持運営の
ために、特別会計を設けることが
できる。

2 前項の規定による特別会計の設
置に関する議案については、第十
八條第二項の規定を準用する。

第三十七條 都道府県が地方自治法
(昭和二十二年法律第六十七号) 第
二百三十一條の規定により、公民
館の運営に要する経費を補助する
場合において、文部大臣は、政令
の定めるところにより、その補助
金の額、補助の比率、補助の方法
その他の必要な事項につき報告を求
めることができる。

第三十八條 開庫の補助を受けた市
町村は、左に掲げる場合において
は、その受けた補助金を開庫に還

課しなければならない。

一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。

二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十種に掲げる目的以外の用途に利用されるようになつたとき。

三 補助金交付の條件に違反したとき。

四 廉價の方法で補助金の交付を受けたとき。

(公民館の指導)

第三十九條 文部大臣及び都道府県の教育委員会は、公民館の運営その他に關し、その求めに應じて、必要な指導及び助言を與えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第四十條 公民館が第三十三条の規定に違反する行爲を行つたときは、都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

(法人公民館の認可の取消)

第四十二条 法人の設置する公民館が左の各号の一に該当する場合は、都道府県の教育委員会は、その認可を取り消すことができる。

一 この法律に故意に違反したとき。

二 第二十六條第三項に規定する都道府県の教育委員会規則に違反したとき。

三 公民館の事業の廃止その他の理由により、第二十條に掲げる目的を達成することができなくなつたとき。

(罰則)

第四十三條 第四十條の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第四十三條 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に關しては、この章の定めるところでは、第三十九條の規定を適用する。

(第五章 学校施設の利用)

(適用範囲)

第四十四條 社会教育のためにする國立又は公立の学校(この章中以下「学校」という)の施設の利用に関する事項は、この章の定めによること。

(学校施設の利用)

第四十五條 学校の管理機關は、学校の状況に應じ、文化講座、専門講座、暑期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

(学校施設の利用の許可)

2 前項において学校の管理機關とは、國立学校にあつては文部大臣、公立の大学にあつては設置者である公共團体の長、大学以外の公立学校にあつては設置者である地方公共團体に設置されている教育委員会をいう。

(学校施設利用の許可)

第四十六條 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、當該学校の管理機關の許可を受けなければならぬ。

2 前項の規定により、学校の管理

機関が学校施設の利用を許可しよ

うにするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならぬ。

(第四十七條 國又是地方公共團体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前條の規定にかかるわらず、當該学校の管理機關と協議するものとする。)

第四十八條 第四十六条の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機關は、同様第一項の許可に附する権限を学校の長に委任することができる。

2 前項の権限の委任その他の学校施設の利用に關し必要な事項は、学校の管理機關が定める。

(第五章 学校施設の利用)

(適用範囲)

第四十九條 学校の管理機關は、それぞの管理する学校に對し、その教員組織及び学校の施設の状況に應じ、文化講座、専門講座、暑期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

(社会教育の講座)

第四十九條 学校の管理機關は、そ

れぞの管理する学校に對し、その教員組織及び学校の施設の状況に應じ、文化講座、専門講座、暑期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

(通信教育の認定)

第五十二條 文部大臣は、学校又は

民法第三十四条の規定による法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の実現のために、必要な措置を置かなければならない。

(通信教育の認定)

第五十二條 文部大臣は、認定を受けようとする者は、文部大臣の定めることにより、文部大臣に申請しなければならない。

(認定手数料)

3 文部大臣が、第二項の規定により、認定を與えようとするときには、あらかじめ、通信教育審議会に諮問しなければならない。

は地方公共團体が負担する。

(第六章 通信教育)

第五十條 学校教育法第四十五条及び第七十節及び第七十六節の規定により行うものを除き、通信による教育に關しては、この章の定めるところによる。

(通信教育の定義)

第五十一條 この法律において「通信教育」とは、通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基づき、設問解答、添削指導、質疑應答等を行ふ教育をいう。

(通信教育の認定)

2 通信教育を行ふ者は、その計画実現のために、必要な措置を置かなければならない。

(通信教育の認定)

3 通信教育審議会は、前項の事項について、文部大臣に建議することができる。

(通信教育審議会の委員は、學識経験者のうちから、文部大臣が委嘱する。)

4 通信教育審議会の委員は、學識経験者のうちから、文部大臣が委嘱する。

(郵便料金の特別取扱)

5 通信教育審議会の組織その他の必要な事項については、政令で定める。

(郵便料金の特別取扱)

5 通信教育審議会の組織その他の必要な事項については、政令で定める。

(通信教育の廃止)

2 前項において通信教育を受ける者が、文部大臣の定めることにより、文部大臣に申請しなければならない。

(認定手数料)

3 文部大臣は、認定を受けようとする者は、文部大臣の定めることにより、文部大臣に申請しなければならない。

2 前項の手数料の額は、一課程に

つき一千円以上三千円以下の範圍において、文部大臣が定める。

(第五十七条 文部大臣は、認定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は必要な措置を命ずることができる。

(報告及び措置)

2 前項の許可に關しては、第五十

二節第三項の規定を地用する。

(認定の取消)

2 前項の規定に關しては、第五十

二節第三項の規定を地用する。

(報告及び措置)

2 前項の規定に關しては、第五十

二節第三項の規定を地用する。

(報告及び措置)

2 前項の規定に關しては、第五十

二節第三項の規定を地用する。

(報告及び措置)

2 前項の規定に關しては、第五十

二節第三項の規定を地用する。

第五十八條 認定を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基づいてした処分に違反したときは、文部大臣は、認定を取り消すことができる。

第五十九條 第二項の規定を准用する。
2 認定の取消に関する事務の内規を制定する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に教育委員会に置かれていない市町村にあつては、教育委員会が設置せられるまでの間、この法律中「市町村の教育委員会」又は「教育委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

3 地方自治法の一部を次のように改正する。

4 図書館に関する法律が施行されるまでの間、図書館に関しては、第九條第三項の規定にかかるず、なお從前の例による。

5 この法律施行前に通じ教育認定規程（昭和二十二年文部省令第二十二号）により認定を受けた通じ教育は、第五十九條第一項の規定により、認定を受けたものとみなす。

○高瀬國務大臣 政府から提出いたしました社会教育法案について、御説明申し上げます。終戦早くも四年になろうとしておりましたが、頃は再建のための重要な施設の中でも、最も重要なものの一つ

は教育であると申しても過言ではない

ません。だからこそ、組織再建をな

う現在の国民の間で行われる社会教育

の重要な性は、いまさら多くの言葉を用

いる必要のないことと存じます。元來

社会教育は、國民相互の間ににおいて行

は教育であると申しても過言ではない

ません。だからこそ、組織再建をな

う現在の國民の間で行われる社会教育

の重要な性は、いまさら多くの言葉を用

いる必要のないことと存じます。元來

社会教育の重要性が叫ばれま

して、それがなかなか実際の行政面

に具体的に現われて来なかつたのであ

ります。従いまして、社会教育を推進

いたしますためには、これに必要な法

的根拠を與え、國及び地方公共團體の

任務を明らかにいたしますことが、ぜ

ひとも必要と思われるのです。

このことは政府のみならず、一般識

者の方においても強く認識されている

ところでありまして、昨年四月の教育

刷新委員会の建議をはじめといしま

して、各方面よりの社会教育法制定に

対する要望があり、文部省はこれら

要望を背景とし、その意見を基礎とし

て急速に社会教育法制定を進めてまつ

た次第であります。

次にこの法案の骨子について申し述べます。

第一に、この法律案は、教育基本法

の精神にのづきまして、社会教育に

関する國及び地方公共團體の任務を明

らかにすることを目的としておりま

す。ことにすでに充足を見ました教育

委員会制度に因應し、從來都道府縣及

び市町村の教育委員会として、社会教

育に關し、いかなる権限と任務を持つ

べきかということについて、明確を欠いた点がありますので、この際、でき

ただけ具体的に、國及び地方公共團體

の社會教育に関する事務の内容を明確

にしたいと思います。これがこの法律

の目的とするところであります。

第二に、社會教育関係の各種の團体

及び地方公共團體としては、民間の社

會教育関係團體が、できるだけ自主的

にかつ積極的に活動を継けて行くこと

ができるように、これを助長すること

が大切であります。そのため各團

体の指導者の養成に努め、それらの團

体の情報センターたる機能を果すべ

きものと考えております。従つて本法

案中に、國または地方公共團體がこれ

らの任務に順じ得るよう規定してい

るのですが、一而各團體の自主

性を確保するためには、團體に對して

不当に統制的支配を及ぼしたり、その

事態に干涉を加えたりするような事態

に陥らぬようし、また補助金を與え

ることも、これを差控えるべきである

と考え、そのように規定いたしておる

のであります。

第三に、都道府縣及び市町村に社會

教育委員を置くことができるここと

し、社會教育に關し、教育長に助官を

行う機関とするように定めてあります。

第四に、現在すでに約五千の設置を

計方針、職員の取扱い等を明らかにす

るとともに、政府においても積極的に

その運営に対する財政的援助をなし得る道を開き、公民館が眞に市町村にお

いての社會教育の総合的な中心施設と

して發展するよろに定めています。

第五に、國立または公立の學校の施

設の公共性を明らかにいたしまして、

第六に、社會教育の有力な手段であ

るところの通俗による教育につきま

して、社會教育獎勵すべきものと認めら

れましたものを文部大臣が認定いたしま

す。第七に、社會教育の有効な手段であ

るところの通俗による教育につきま

して、社會教育獎勵すべきものと認めら

れましたものを文部大臣が認定いたしま

す。第八に、社會教育の有効な手段であ

るところの通俗による教育につきま

して、社會教育獎勵すべきものと認めら

れましたものを文部大臣が認定いたしま

す。第九に、社會教育の有効な手段であ

るところの通俗による教育につきま

して、社會教育獎勵すべきものと認めら

れましたものを文部大臣が認定いたしま

す。第十に、社會教育の有効な手段であ

るところの通俗による教育につきま

して、社會教育獎勵すべきものと認めら

れましたものを文部大臣が認定いたしま

す。第十一に、社會教育の有効な手段であ

るところの通俗による教育につきま

して、社會教育獎勵すべきものと認めら

れましたものを文部大臣が認定いたしま

す。第十二に、社會教育の有効な手段であ

るところの通俗による教育につきま

して、社會教育獎勵すべきものと認めら

れましたものを文部大臣が認定いたしま

す。第十三に、社會教育の有効な手段であ

るところの通俗による教育につきま

して、社會教育獎勵すべきものと認めら

れましたものを文部大臣が認定いたしま

する報告書 教育職員免許法施行法案(内閣提出)に関する報告書 [都合により別典附録に掲載]

昭和二十四年七月五日印刷

昭和二十四年七月六日發行

文部省
文部委員會事務局

印刷者 印 刷 局